

(様式1)

質疑書

件名 東大阪市立長瀬斎場整備事業	
(質問事項)	(回答)
様式3-2 配置技術者は代表1名で宜しいでしょうか。又は、各配置技術者の記述も必要でしょうか。各配置技術者の記述が必要である場合、配置技術者の業務経歴に係る実績証明の資料の添付は必要でしょうか。	各配置技術者の記述が必要です。 入札参加資格確認申請書の受付では、特段配置技術者の業務経歴に係る実績証明の資料の添付は必要ございません。
様式5-1 配置予定監理技術者についてですが、火葬炉新設の場合、通常、「機械器具設置工事」の資格者を記入していますが問題ないでしょうか。	配置予定監理技術者については「機械器具設置工事」の資格者といたします。
様式7-9 「※2枚以上となる場合は、様式番号に枝番を付加すること」とありますが、様式の枚数上限はあくまでも1枚で、提案補足資料の添付の際に枝番を付加するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
落札者決定基準p9 (表)様式7-7 平成27年度以降における施工実績は「平成17年度」の誤植ではありませんか。	誤植ではございません。
要求水準p2 (3)業務期間 新斎場の供養開始は令和5年10月1日からを予定されていますか。	供用開始は遅くとも令和5年7月1日～を予定しております。
要求水準(資料一覧) 資料4、資料7は申込者に別途配布とありますが、申込できるのは具体的にいつからですか。入札参加資格の確認通知(1/27)を取得後ですか。	資料4、資料7の配布については発注図書『CADデータの貸与について』をご確認ください。
基本事項 今回の計画地では、裏側が隣地境界となっており(他者の敷地)を考慮した形となっております。今後の計画で、工事期間中、稼働後の運転期間中の大規模更新などを考慮すると、他者の敷地を借り受けて計画する前提でも宜しいのでしょうか。	計画地西側に隣接している敷地については、工事時には借り受け、稼働後のメンテナンス時期には一時使用を認めてもらうことで、敷地管理者の承諾を得ております。

(質 問 事 項)	(回 答)
<p>様式集7-5 自社の企業体制や施工・保守の実績は企業を類推させる表現には該当しないとの理解で宜しいですか。</p>	<p>様式集[技術資料]P.1技術資料等作成要領のとおり、正本は企業名称を記載し、副本は企業名及び企業名を類推できる表現は行わないこととします。契約書を実績証明とする等、その契約書等で企業名及び企業名を類推できる表現がある場合は、副本を黒塗り等で分からないようにしてください。</p>
<p>様式集7-8 建設における地元企業の活用等はエクセル書式で記載・提出すればよく、ワード書式での提案文書は不要との理解で宜しいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>様式9-5-3「備品リスト」 「火葬業務の遂行に必要な備品」とは炉裏の火葬作業に要する工具等の他に炉前・ホールに設置する焼香台、遺影台、供物台等も含まれますか。また管理棟で職員が利用する事務机、事務椅子、ロッカー、電話機は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>「火葬業務の遂行に必要な備品」とは当該火葬炉設備企業の火葬炉の運転及び簡易な日常点検の際に使用する専用工具等のことであり、斎場に常置しておくことが望ましいものを言います。 したがって、焼香台、遺影台、供物台、事務机、事務椅子、ロッカー等は含みません。ただし、内線電話機能を有する電話設備については事務所2台と監視室1台の最低3台を備える必要があります。</p>
<p>要求水準p3 2(1)①計画地の概要 「第一種住居地域」 本計画では建築関係法令準拠とありますが、隣地境界は資料2よりでの法令準拠と考えて宜しいでしょうか。特に、日影図等はかなり厳しくなりますがご確認します。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>要求水準p9 2(1)④外構計画 ・「墓参者の夜間や休日の出入りに対応」とありますが、これは工事期間中のことでしょうか。それとも施設完成供養後のことを指すのでしょうか。 ・現況長瀬斎場では夜間・休日に特に門扉の閉鎖は行っていないため、完成・供養開始後については現況通り墓園内への立入(墓参)は自由にするという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>施設完成供用後のことを指します。 現況、施設へは主に南・東の2方向からの出入りに対応しており、供用開始後においても同様の出入りに対応するもの、という趣旨になり、完成・供用開始後については現況通り墓園内への立入(墓参)は自由にすることになります。</p>
<p>要求水準p14 3(4)④キ霊安室 霊安室に遗体保冷库は不要との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>不要です。</p>
<p>要求水準p17 4建築付帯設備要件(2)電気設備④発電設備 「停電時に実施中の火葬業務が完遂可能な容量とし」とありますが、完遂の意味は火葬が終了することを基本で考えて時間的なものはある程度許容すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>停電時に実施中の火葬業務が完遂できるというのは、停電時等においてもご利用の葬家にご迷惑をかけないようにするためという趣旨があり、通常の火葬時間と遜色のない程度とします。</p>

(質 問 事 項)	(回 答)
<p>要求水準p18 4(2)⑫計量設備 自動販売機以外の体面による物販(つまり売店)も想定されていますか。</p>	<p>物販は想定していませんが制限されるものでもないものと考えています。</p>
<p>要求水準p19 ⑧ガス設備 ・中圧管の引込位置を開示ください(ガバナーの設置位置検討に必要)。 ・ガバナー設置に要する費用はガス会社ではなく、本件の事業者負担という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>引込位置については別添資料(『別添1(中圧管引き込み位置)』)をご参照ください。 ガバナー設置に要する費用は本件の事業者負担となります。</p>
<p>要求水準p20 5(1)②イ(イ)火葬回数 ・供養開始後に想定されている最初と最後の入場時間を開示ください(タイムテーブルの検討に必要)。 ・上記に関連して、現在貴市の斎場では午後3時以降に入場した場合、翌日以降の骨揚げとなっていますが、長瀬斎場にいてもこのシステムを踏襲するという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①現時点での想定では、最初の入場時間は9時前後、最後の入場時間は17時前後となります。 ②翌日骨揚げについては原則として現在のシステムを踏襲する予定ではありませんが、供用開始後の実火葬時間や今後の需要等を踏まえ、変更することも考えられます。</p>
<p>要求水準p21 5火葬炉設備要件 (1)基本要件 ②火葬炉設備主要項目 カ以上・非常時の運転非常時運転に関して、中圧B(耐震管)の供給停止はないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>供給停止を想定しない場合での要求水準となります。</p>
<p>要求水準p22 5(1)④イ稼働後性能試験 ・p2の業務期間での記載との関連で、性能試験は「引き渡し後(引渡し～令和5年9月30日)」と「稼働後(供養開始日10/1)」の2度実施するというのでしょうか。 ・上記の場合、「引き渡し後(引渡し～令和5年9月30日)」の性能試験の内容は「稼働後」と同一内容でしょうか。</p>	<p>①引渡しに際しては、建築および火葬炉設備の完成検査に耐えうる状態となっている必要があり、稼働後性能試験は各系列毎に実施となります。 ②稼働後性能試験は、火葬を含む性能試験であり供用開始(遅くとも令和5年7月1日)以降であります。</p>
<p>要求水準p22 5(1)④イ稼働後性能試験 「排ガス等は各排気系列運転時に全系列で実施する」とありますが、2炉1系列が2系列の設備更生のため、1排気系列につき2炉のうちの何れかの炉を稼働させて検体を取得するという理解で宜しいでしょうか(つまり検体は各系列ごとに1検体で2系列分で総計2検体)。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>要求水準p27 5(2)⑤排気ガス処理設備 「2基(2炉1系統)」とありますが、床面積が狭小なため1炉1系統を2基と2炉1系統1基と合わせて合計4炉を確保する等の提案は可能でしょうか。</p>	<p>不可能となります。要求水準書に記載のとおりです。</p>

(質 問 事 項)	(回 答)
<p>要求水準p29 5(2)⑥ウ枢運搬車 収納スペースが確保できることを前提に、枢運搬車と台車運搬車を兼用とせずに、各々を専用運搬車として提案することは可能でしょうか(例えば枢運搬車を2台、台車運搬2台等)。</p>	<p>不可能となります。要求水準書に記載のとおりです。</p>
<p>要求水準p29 5(2)⑥エ(ウ)吸引口 「数量 残骨灰用・告別収骨室用:室数と同数」「炉内台車清掃室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること」とありますが、炉内台車を清掃するために適切な配置となっていれば、配置する部屋や数量については事業者提案としても宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>要求水準p31 5(3)②エ監視制御盤 「炉前操作パネル」とは要求水準p32の「炉前操作盤」と同義であり、化粧扉の開閉・炉内台車移動装置の操作等の機能をもつ整備であるとの理解で宜しいでしょうか。異なる場合は想定する機能についてもご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>要求水準p32 (4)保守点検用具等 納入する工具の費用は事業者負担でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>要求水準p35 ②施設に係る環境保全等対策業務 イ周辺生活環境 ii 悪臭に係る基準 東大阪市悪臭防止法により2号規制となります。東大阪市悪臭公害指導要綱より排気筒高さ8m～15m 排出ガス量300m³/min での臭気濃度を基準内で収めるのがかなり難しいですが、排気筒高さを高くすることにより対応可能ですが、検討の余地はないでしょうか。</p>	<p>悪臭に係る基準はお見込みのとおりです。 適法となる施設をご提案ください。</p>
<p>要求水準p38 (7)稼働準備業務 管理運営職員の研修等を含めた指導は、引渡し後から令和5年9月30日までの間に行うとの理解で宜しいでしょうか。供養開始は上述の期日後10/1からという想定で宜しいでしょうか。</p>	<p>供用開始については、可能な限り早い時期を想定しておりますが、遅くとも令和5年7月1日～を予定しております。 管理運営職員への研修等を含めた指導については、引渡し後以降から令和5年9月30日までの間に行うこととなりますが、供用開始に影響がないよう進めていただく必要があります。</p>

(質 問 事 項)	(回 答)
<p>要求水準p2 業務期間 着工時期の想定はあるのでしょうか。</p>	<p>特にございません。但し、実施要領P.31に示す各年度毎の出来高を達成する必要があります。</p>
<p>要求水準p9 (1)基本要件 ①土地利用の留意事項 西側隣地の民間墓地内にある通路は炉のメンテナンスや更新動線として利用可能でしょうか。</p>	<p>計画地西側に隣接している敷地については、工事時には借り受け、稼働後のメンテナンス時期には一時使用を認めてもらうことで、敷地管理者の承諾を得ております。</p>
<p>要求水準p31.32 エ監視制御盤(ウ)主要機能 及び オ炉前操作盤 ・(ウ)「その他機能」の欄に「案内放送機能」「火葬計画の作成・表示機能」が、オ炉前操作盤「機能」欄には「個人・喪主等の表示等」と記載されていますが、これらはコンピュータによる運営支援システムの導入を事業者に求めているのでしょうか。 ・要求水準に含まれる場合には、火葬炉設備とは別途に運営支援システムを導入する必要があり、相当額の事業費増加が見込まれますので貴市より明確な回答をお願いします。</p>	<p>監視制御盤の機能として要求水準書に記載の機能を盛り込んでいただくこととなりますが、火葬場の予約情報を運営時に利用するような運営支援システムの導入は求めておりません。</p>
<p>要求水準p33 資料4 土地実測図 いただいた土地実測図は不鮮明で数値等の読み取りができません。敷地境界に関する敷地の測量は不要と考えて宜しいでしょうか。要求水準には申請手続きについては事業者負担での実施と記載ありますが、調査が必要な場合の費用は今回の契約とは別途と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>土地実測図はあくまでも参考資料ですので、土地測量に不足があれば事業者負担で行ってください。他にも何らかの調査が必要であれば、同じく事業者負担で行ってください。 要求水準書記載の「調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、事業者負担で実施する事」については、調査及び、これに掛かる申請手続きも事業者負担で行ってください。</p>
<p>旧火葬場付近のボーリングデータは提供いただきましたが、管理棟の基礎構造を検討するにあたり、管理棟建設予定地に追加の地盤調査が必要だと考えております。その際の調査費用は今回の契約に含むと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>必要と思われる調査については事業者負担で行ってください。</p>
<p>様式集7-6-1 配置予定技術者の施工経験として記載する工事の実績を証明する請負契約書等の書類について、入札参加資格確認申請時に、様式4-11に記載した工事と同様の工事を記載する場合、添付を省略することは可能でしょうか。</p>	<p>省略は不可とします。</p>

(質 問 事 項)	(回 答)
<p>要求水準書P4 管理棟の施設概要より、構造について軽量鉄骨造(杭基礎)と有りますが、同等の性能が確保できる場合は別の基礎方法で検討しても宜しいでしょうか。</p>	<p>不可能です。要求水準書に記載のとおりです。</p>
<p>要求水準書P11 管理棟前にマイクロバス駐車スペース(縦列駐車可)し、その北側に乗用車が通行できる通路を確保することと有りますが、マイクロバスを駐車したうえで乗用車が通行することは敷地の形状および安全面を考えると運営上よくないと考えられます。また管理棟を建てられるスペースが限られているため、必要な諸室が取れない場合がございます。 管理棟前は乗降スペースのみとし、駐車については別途検討いただくような提案をおこなうことは可能でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>要求水準書に記載のとおりです。管理棟については極力面積を絞る方向でお考えください。</p>
<p>要求水準書P11 上記に引き続き、マイクロバス駐車スペースについて、車寄せでなく駐車場として利用する場合は庇下部分が床面積に算入されると建築指導課より聞いております。この場合この庇下の床面積は建築基準法第51条の但し書きの扱いによる、増築する建物の床面積732㎡に含まれますでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>管理棟前の駐車スペースは駐車場として利用する為、駐車するマイクロバスに掛かる庇の面積は床面積に算入してください。</p>